

販売提携契約書

販売提携契約書

株式会社ニュースペース・コム（以下、甲という）と（以下、乙という）は、甲が掲載許可を得た媒体に掲載される広告「NEWSPACE（ニュースペース）」枠の広告取扱について、下記のとおり契約を締結する（以下、本契約という）。乙は甲が別途定めた NEWSPACE の「利用規約」に同意したうえで本契約を交わすことを確認する。なお、NEWSPACE 枠については利用規約において定義する。

第1条（販売提携会社の認定）

本契約をもって甲は乙を販売提携会社と認定し、NEWSPACE 枠の広告取扱を認める。

第2条（取次ぎ業務）

- 乙は、広告の掲載を希望する者（以下、広告主という）から広告掲載の申し込みを受け、甲に対し自己の名でこれを申し込む。甲は、乙による広告掲載申し込みにつき、掲載の可否を審査し、すみやかに審査結果を通知する。個別の広告掲載契約は、甲からの審査合格の通知があった時点をもって、甲と乙の間に成立するものとする。
- 甲は、甲が必要と認める範囲で、NEWSPACE 枠に関する資料を作成し、乙に無償にて提供する。甲は、かかる資料を改訂するときは、すみやかに乙に通知し、改訂版の資料を提供する。乙は、本契約に基づき広告主に NEWSPACE 枠を販売するために、当該資料を複製し、頒布することができる。

第3条（広告料金および手数料）

広告料金は、すべて甲が別途に定めた単価をもって計算する。乙が受領する手数料は広告料金（消費税別）の15%とする。ただし、別途甲乙で合意した特約（NEWSPACE 枠の一括売買等）については、その都度手数料率を定めることができる。甲は、毎月末日締めで、その月に掲載した広告の広告料金から乙が受領すべき手数料を差し引いた額を乙に請求する。請求は請求書の送付によって行う。乙は広告掲載月の翌末日までに、甲が指定する下記の口座に請求額を現金で支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

指定口座：みずほコーポレート銀行 大手町営業部 当座預金 0022603 株式会社ニュースペース・コム

第4条（取引停止）

乙が広告料金の支払いを2回分延滞した場合、甲は広告主にその旨通知の後、取引を停止することができる。乙はこれに異議をとなえない。

第5条（甲による広告料金の回収）

- 乙が広告料金の支払いを怠った場合、甲は乙に通知の上、乙に代わって直接広告主に対して広告料金を請求することができる。
- 前項による請求を行うことを甲が乙に通知したとき、乙が広告主に対して有する広告料金債権は自動的に甲に譲渡されたものとみなされ、乙は広告主に対して確定日付を付して債権譲渡を通知しなければならない。乙の所在が不明で甲が連絡を取れない場合、通知なしで広告料金債権は甲に譲渡されたものとみなされ、乙は後日これに異議をとなえることはできない。
- 甲が前項により譲渡を受けた債権につき広告主より弁済を受けた場合は、その弁済金を以って乙の甲に対する債務の弁済に充当するものとする。この場合、甲は乙に手数料を支払う義務を負わない。当該手数料は、乙が甲への広告料金の支払いを怠ったことについての違約金として、第17条に定める損害賠償の規定とはかかわりなく、甲が受領するものとする。

第6条（広告料金の改定）

広告料金の改定は、改定された内容が適用される1カ月前までに乙に通知したうえで甲が任意に行うことができるものとし、乙の同意を必要としない。ただし、既に有効に成立した個々の広告掲載に関する契約は、当然に影響を受けない。

第7条（広告掲載の拒否、中止等）

- 甲は、広告掲載の申し込みを受けた時点で、広告内容を審査するものとする。広告の内容が虚偽、誇大である等、甲が準拠する広告審査基準または甲が NEWSPACE 枠について掲載許可を得た掲載媒体が準拠する広告審査基準に違反すると判断したとき、甲は、広告の掲載拒否もしくは掲載延期をすることができるほか、乙に広告内容の変更を依頼をすることができる。

2. 次の各項目のうちいずれかに該当する場合、甲が広告の掲載を承諾した後であっても、甲は事前に乙に通知したうえで広告の掲載を停止することができる。ただし、緊急やむをえないときは、甲は乙に事後すみやかに通知することで足りるものとする。

①機器の故障、天変地異などによって掲載媒体の発行に支障が生じたとき

②大事件の発生等で掲載媒体が特別な紙面編成をしなければならなくなったとき

③掲載しようとする広告にそぐわない記事が同一紙面に掲載され、広告掲載が広告主に著しく不利益をもたらすと甲が判断し、かつ、事前に乙と協議する時間がないとき

④掲載しようとする広告に近接する場所（同一紙面もしくは対向面）の記事下広告、全面広告、雑報に同業種もしくは競合商品の広告があるとき

⑤看過できないミスの発覚等、合理的な理由に基づき甲が掲載を不適当と判断し、かつ、事前に乙と協議する時間がないとき

3. 乙の責によらない事由によって、広告が掲載されなかった場合、甲は、その広告に関して広告料金を請求しない。すでに受領した広告料金があるときはこれを返金する。ただし、甲乙協議の上、別途代替案に合意した場合はこの限りではない。

4. 本条に基づき広告の掲載が拒否、延期、停止され、または広告内容が変更されたことにより乙（広告主を含む）に損害が生じても、第17条の規定にかかわらず、甲は前項の範囲を限度として責を負うものとする。

第8条（広告掲載の証明）

甲は、広告掲載媒体を乙に送付することによって、乙から取次ぎのあった広告を掲載したことの証明とする。送付部数は広告主用1部、乙用1部（ただし掲載媒体ごとの掲載エリアにつき1部ずつ）とする。

第9条（広告原稿）

広告の原稿に使用するワード及び文面については、乙および広告主で決定する。また、原稿製作代金は広告料金に含まれるものとする。

第10条（リスティング対策等）

1. 乙は、甲にリスティング対策およびSEO (Search Engine Optimization) 対策もしくはそのいずれか一つ（以下、リスティング対策等という）の実施を、甲の受託可能な範囲で委託することができる。

2. 前項により、乙が甲にリスティング対策等を委託した場合、乙は第3条に定める広告料金のほか、別途甲が定める費用を甲に支払わなければならない。

3. 第12条1項にかかわらず、甲は、乙から委託されたリスティング対策等を第三者に再委託もしくは第三者と共同で実施することができるものとし、乙はこれに同意する。

第11条（広告掲載に対する甲乙の責任等）

1. 甲は、NEWSPACE 枠を利用したサービスの実施が自己の知りうる限りにおいて第三者の権利を侵害しておらず、かつ、何らの法令にも違反していないことを保証する。

2. 乙は、広告主の信用を調査し、甲に取次いだ広告の内容を精査し、自己が知りうる限りにおいてその広告が第三者の権利を侵害しないものであること及び各種法令に違反していないことを保証しなければならない。広告内容及び広告主又は第三者との間で生じた紛争は乙の費用と責任において解決するものとする。

3. 乙は広告主に対して利用規約および本契約第5条、第7条について説明しなければならない。

第12条（権利の譲渡の禁止等）

1. 甲および乙は本契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡してはならない。本契約を第三者に代行させてはならない。ただし、相手方が事前に書面により同意した場合はこの限りではない。

2. 乙は本契約に基づき、甲から取得したアカウントIDやパスワードを、第三者に伝達、譲渡、利用もしくは漏洩させてはならない。不正利用により甲が被害、不利益を被った場合は乙がその責任を負うものとする。

第13条（守秘義務等）

甲および乙は、本契約内容に基づいた業務を遂行する中で知り得た、相手方の営業上、技術上の情報、顧客および取引先にかかる情報を第三者に開示、漏洩してはならず、また、業務遂行目的以外に使用、複製してはならない。個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令を遵守する。

第14条（解除等）

1. 甲または乙につき次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、当該当事者は、相手方に対する一切の債務につき当然の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。
 - ①差し押さえ、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ②破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続の開始の申立てがあったとき
 - ③振出した手形または小切手が決済されなかったとき
 - ④財産状況が悪化し、またはその虞れがあると認められる相当の理由があるとき
 - ⑤乙につき、広告の取次ぎに関し不正行為をしたとき
 - ⑥本契約の各条項および利用規約・広告審査基準に違背したとき
2. 前項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、当該当事者の相手方は、何ら事前の通告・催告なくして、本契約を解除することができる。

第15条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は契約成立の日から1年とする。
2. 甲または乙が、期間の満了する60日以前に、相手方に対し本契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、本契約は同一の条件をもって満1年間、自動的に更新されるものとする。
3. 前2項にかかわらず、第13条における甲および乙の義務は本契約終了後も満2年間有効に存続する。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を以て第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（損害賠償）

甲または乙が本契約に違反し、これにより相手方が損害を被ったときは、違反した当事者は、相手方が被った直接かつ通常の損害を賠償しなければならない。

本契約締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、各1通ずつを保有する。

2008年 月 日

甲 東京都千代田区大手町1-7-2
産経新聞社11F
株式会社ニュースベース・コム
代表取締役社長 岳中純郎 印

乙

印